

(平成21年6月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

福井国民年金 事案 147

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から8年10月までの期間、同年12月、9年3月、10年6月及び同年9月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から8年10月まで
② 平成8年12月
③ 平成9年3月
④ 平成10年6月
⑤ 平成10年9月から同年10月まで

平成3年夏ごろから町内の方が、私が経営する店舗に納付書を持って来るようになったが、その時は、国民年金保険料を納めるつもりは無かった。

平成3年秋ごろ、市職員が来店し、「外国籍の方は合算対象期間を算入することにより年金を受け取ることができる。今から納めれば将来3万円程の年金が支給される。」旨の説明を行った。後日、市職員からもらった納付書で数か月の保険料を数回に分け、自宅近くの銀行において納付した。その後は、毎月、自宅に届いた納付書によって同銀行で納付したのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年6月10日に払い出されており、厚生年金保険被保険者資格を喪失した3年7月16日にさかのぼって資格取得したことが確認できる。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間①のうち平成3年度の国民年金保険料は、現年度分保険料の納付方法では納付することができず、過年度納付により国民年金保険料を納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立

てが無い。

また、申立期間②、③、④及び⑤について、平成8年4月から11年3月までの期間における国民年金保険料の納付記録をみると、現年度で保険料を納めた月数が1か月(平成11年2月)のみとなっており、その他の期間はすべて過年度納付で、かつ時効直前に納付した月が多くあることから、時効によって国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況について、社会保険庁のオンライン記録をみると、未納期間が複数回みられ、これだけの回数 of 事務処理を行政機関等が続けて誤ることも考え難い。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録を確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 40 年 8 月までの期間及び 41 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 40 年 8 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、中学を卒業後、個人医院において住み込みで働き、婚姻のため同医院を退職した。婚姻後（申立期間②）、私は、自宅に集金に来た年金委員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

平成 15 年ごろ、同医院の当時の医院長から「婚姻前に医院で働いていた時（申立期間①）の年金は掛けてあるから、社会保険事務所で調べてもらいなさい。」と言われていた。

平成 20 年に社会保険事務所で国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について未納である旨の回答を受けたが、納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月 16 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、満 20 歳に到達した 38 年 5 月にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、いずれも現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができないため、特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

申立期間①について、平成 15 年ごろ、申立人は、申立期間①当時、勤務していた個人医院の医院長から「婚姻前に医院で働いていた時の年金は掛けてある。」旨の説明を受けたと主張しているところ、同医院長は、現在、

体調不良等の理由があるとして、申立人の申立期間①に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付方法を確認することができない。また、同医院は、昭和 48 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①当時、申立人が厚生年金保険被保険者の資格取得することも考え難い。

申立期間②について、申立人は、申立期間②当時、3 か月ごとに年金委員に保険料を納付していたと主張しているところ、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの 1 年分の国民年金保険料について、同年 3 月 8 日に納付されていることが申立人の年金手帳に貼付されている領収書によって確認でき、申立内容における納付方法とは合致しない。

また、申立人の氏名について旧姓も含めて複数の読み方で検索したが、申立人の氏名を確認することができず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されている事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年1月から13年3月まで

平成15年3月ごろ、社会保険事務所から国民年金保険料の納付督促の電話が昼夜を問わず頻繁にあり、私の母が、同年4月ごろ郵送されてきた納付書を持って町役場でさかのぼって私の国民年金保険料を納付した。納付した期間は、学生時代の平成11年1月から13年3月までの27か月分で、保険料額は35万9,100円と延滞金であった。

平成15年当時、私の父は病で、経営していた会社の破産手続を想定して、母がお金のあるうちにと、手着かずに残っていた妹の貯金から国民年金保険料相当額を引き出し、一括して納めた。貯金から引き出した金額は、父の入院費用と合わせて50万円から70万円であったと母から聞いている。

なお、年金問題発覚後、私の母が、現在のA市B支所に出向き、当時の国民年金事務担当者を特定したいと思い窓口で事情を説明したところ、応対した職員から「当時は銀行員が業務に来ていたので、役場では分からない。(株)C銀行で聞いてほしい。」と言われ、後は何を尋ねてもほとんど取り合ってもらえなかった。

申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付した時期について、町役場でD関係の申請手続を行った平成15年4月7日ごろであると申し立てているが、この手続日を前提にすると、申立期間の大半は徴収権が時効によって消滅しており国民年金保険料を納められない期間となる。

また、申立人の母親が自宅に郵送されてきた納付書によって保険料を納付したとしているが、社会保険事務所において、徴収権が消滅した国民年金加入期間について納付書を作成・発行することは考え難い。

さらに、申立人の母親が町役場庁舎内の銀行収納窓口において納付書で納めたとしているが、当時、収納窓口を設置していた当該銀行に照会したところ、「銀行収納窓口は常設していたが、収納事務は町の公金に限られ、国の歳入金等は取り扱っていない。」との回答を得ている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、学生に係る保険料の申請免除手続きに伴う追納保険料の納付など、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和 53 年度の国民年金保険料を納付した。私が国民年金の加入手続を行った時点では、昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの期間の保険料を納めることができたので、私は、社会保険事務所から送付された納付書により銀行で当該期間の保険料を納めたと思う。

また、私の夫に国民年金保険料の未納期間があったが、私は、昭和 50 年 10 月に社会保険事務所が発行した納付書で、当該未納期間の保険料を納付したことがある。私は、国民年金保険料をいつも納期限までに納めていたし、送付された納付書をそのままにして保険料を納めずにいたとは考えられないので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月 27 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、49 年 1 月 1 日にさかのぼって資格取得している。この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度分保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付及び過年度納付により国民年金保険料を納付することになるが、これらの納付方法について具体的な供述が無い。

なお、申立人は、申立期間（21 か月）の設定理由について、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、国民年金手帳記号番号払出日（昭和 53 年 9 月 27 日）からみると、未納期間（51 か月）のうち申立期間について

は、過年度納付が可能である旨の説明を受けたことから、本件申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

また、昭和48年12月から53年9月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 7 日から 35 年 2 月 10 日まで
私は、A都道府県から地元に戻ってきた昭和 34 年 12 月 7 日から 35 年 2 月 10 日までB株式会社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間のころB株式会社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、いずれの同僚についても「申立人の具体的な雇用形態や勤務実態等については分からない。」としている上、申立人と同種業務を行っていた同僚には入社時期から数か月経過後に厚生年金保険に加入している状況もみられる。

また、当該事業所は、昭和 47 年 7 月 21 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。